

**貨物概要**

外科手術に使用される縫合用針と絹製縫合糸とが一体となったもの。滅菌されたものが一本毎に個別包装されている。

**分類**

関税率表第 9018.32 号（統計番号 9018.32-020）の縫合用の針

**分類理由**

滅菌された外科用縫合糸は、外科用のカットガットその他これに類する縫合材として第 30.06 項に分類され、外科用縫合針は、医療用の針として第 90.18 項に分類されるものです。これらが結合し相互に補完して外科縫合の目的を果たすものですので、いずれに重要な特性があるか特定することはできないため、関税率表の解釈に関する通則 3 を適用することはできません。

したがって、通則 3 の規定を適用し、数字上の配列において最後となる項に分類されることから、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）